

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成 2 6 年 4 月 3 日 (木)

杉 並 区 議 会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
議会改革特別委員会からの回答について	3
議事運営について	8
その他	
(1) 「会派事務職員・議員秘書届」について	1 3
(2) 政務活動費について	1 3
(3) 特別区議会議長会の要望事項について	1 4
(4) 第2回定例会の日程について	1 4

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成26年4月3日(木) 午前10時7分~午前10時50分	
場 所	第2委員会室	
出席理事 (5名)	理事 富本 卓 理事 島田 敏光 理事 くすやま 美紀	理事 脇坂 たつや 理事 河津 利恵子
欠席理事		
理事以外の 出席議員	議長 大泉 時男	副議長 渡辺 富士雄
出席理事者		
事務局職員	事務局長 本橋 正敏 議事係長 野澤 雅己 庶務係主査 川原 広 議会法務担当係長 杉原 正朗	事務局次長 朝比奈 愛郎 庶務係長 本島 健治 調査係長 福羅 克巳 担当書記 太刀川 修

(午前10時07分 開会)

富本理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

富本理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録についてであるが、1月31日から3月7日までの3回分についてメールでお送りしているが、この内容でご承認いただいてよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 それでは、ご承認をいただいたので、本日から公開の扱いとさせていただきます。

《議会改革特別委員会からの回答について》

富本理事 次の議題は、議会改革特別委員会からの回答で、議場及び委員会室へのPC持ち込み等に関して、理事会から議会改革特別委員会にお願いしていたものの回答がきた。この件については、前回の議会運営委員会理事会で報告もしたが、詳細を決めていく必要もあるので、理事会で協議していくこととする。

それでは、事務局から改めて説明を願う。

議会事務局次長 添付している資料1をごらんいただきたい。

議会改革特別委員会については、資料1の裏面、ルールということで、こうした形でやったらいかかということ提出された。内容については、先日の議会運営委員会で見ただいたとおりで、タブレットPCを基本にし、委員会で使えるようにしてということで、26年度については、1年間を試行期間としたらいかかということ、別紙のとおりご提案をいただいた。おおむねこのルールで運用できるのではないかと考えているが、試行期間中にいろいろと問題もあると思い、きょうお話しさせていただきました。

例えば、ルールの注意事項に何点か書いてあるが、操作音の問題や写真、動画の撮影とか、「以下の行為は行わないこと。」というようなこともある。こういったことについて、注意、警告、罰則方法についてどのような形でやるか、あるいはそれぞれの委員会の委員長から議運の委員長へ報告をどのような形にするか、あるいは、試行期間1年間であるが、持ち込み件数、使用状況、そういったことを把握する必要があるのではないかと。あるいは違反行為にどんなことがあったのか、加えて、今般こういったことを行うに当たり、全議員あるいは理事者に周知が必要となってくるので、特に各委員会の正副委員長には運用ルールの理解が重要かとも思うので、例えば議運の委員長名で通知を出すなどのことも必要なのではないかとというようなことも考え合わせ、本日も協議をお

願いたいと考えているところである。

いま一つ大きな課題としては、今回、資料1の3番、タブレットPC導入の要望ということである。これについて、PCの入れかえ時期に合わせてタブレットPCの導入を要望するということであるが、具体的にいうと、あと2年あるが、平成28年3月で現在の皆さんのPCのリース期間が切れる。その段階での入れかえということであるので、この辺に関してのご意見を伺えればと考えている。

富本理事 ただいまる説明があったが、いわゆる協議結果、議会改革特別委員会からの回答についてのタブレットの要望の部分を除いた話をまず最初にしていきたい。

この協議結果は、こちらにいる交渉会派全会派の議員が委員、また非交渉会派の方も入っている議会改革特別委員会で決められた案であるので、ここで決められたルールに関しては特段問題がないと思うが、改めて、それでよろしいか。では、議会改革特別委員会で作っていただいたルールで26年度試行的に行ってみるということを改めて確認する。

ただ、もちろん、その中でやっていくとさまざまな事項が発生する可能性がある。そういう中で、そのシステムをどういうふうにするのかということでもよろしいか。

議会事務局次長 例えば、それぞれの定例会後に、持ち込み件数とか、どういった形で使用されていたか、理事者側についても、そういった統計をとっていく必要があるのかどうかというようなことも含めて、1年間試行ということであるので、1年後の検証を見据えて、この1年間、ちょっと細かい話になるが、注意とか、使用禁止ということにはならないかと思うが、そういった事態が起こったときには、そういった統計的な部分をやっていく必要があるのかなと事務局のほうでも考えている。

富本理事 では、まず第1点目、このルールについての運用というか流し方の話であるが、きょうこれで決定したら、議運の委員長名か議長名か、その辺は事務局のほうで判断していただきたいが、一応そういうふうに決まりましたということで、各議員、各正副委員長、理事者側にはお伝えいただくということがまず第1。それから、各議員、特に今正副委員長をやられている方には、これは委員会であるので、そこをきちっと、よくルールを把握して委員会運営に当たってほしいということも記載した形の通知を出すということ。

その中で、やってみました、何か問題点が発生したということがあれば、それはそれぞれの委員会で、委員長、副委員長のほうでちょっと問題があるんじゃないかと判断された場合は、今の話だと議運のほうへ報告してもらおうという形になるのか。委員長のほうへ報告してもらおうみたいな形になるのか、イメージは。

議会事務局次長 問題があった、注意した、あるいは使用禁止にしたというような状況があったらご報告いただき、1件1件協議するというのもあれなので、1年間の結果として、あるいは余り頻繁になるようであれば、またそれはそれでということはあるが、そういうことでやっていく必要があるのかなということである。

富本理事 それぞれの委員会は独立しているので、正副委員長の中で解決していただきたいということは基本としてあると思うが、余りにも委員長の静止を聞かないとかそういうことがあれば、定例会ごとぐらいに議運でこういう状況ですということを経験してもらおう。特段問題がないということであればそれが一番いいのだが、そういうことがあれば報告を一応していただき、必要があれば理事会の中で協議し、この運営のルールも改めて見直す必要があれば見直していくということである。ルールを厳密化して余りかた苦しくするつもりはないが、何かあってはということ、一応そういう形にする方向というぐらいでよろしいか。

副議長 議会改革でもそうだったが、結構見た目を気にされる方が多い。だから、初めに開会の前にしっかりその辺を、今回の議会より試行的にPCなどの持ち込みをしましたということで、傍聴人に対してになるが、報告というか、一番最初に話をしてもらったほうがいいかなと思う。

富本理事 それはおっしゃるとおりだと思う。では、それも願います。

あとは何かあるか。では、そういう流れで一応やってみようということである。今副議長がおっしゃったようなことをそれぞれ委員会のほうでお話ししていただき、理事者側も使うことになるから、やっていくと。

議会事務局次長 件数的には、雑駁なつかみみたいなことで……

富本理事 別にそんな調査も必要ないであろう。役所はすぐデータを取りたがる癖があるが……

議会事務局次長 おおむねこんな使われ方をしていましたぐらいの把握で。

富本理事 書記さんが見て判断したレベルでいいのではないか。特段そんなに細かいアンケートみたいなことをやるわけではなく、状況を把握しながらやると。

副議長 そうしたら、議員にアンケートをなぜかという、次にタブレットPCを導入するときのための参考資料で、年度末か何かにアンケートぐらいとって、タブレットに切りかえる時期の参考資料ぐらいにはあってもいいかなと思う。

富本理事 わかりました。それもよろしいか。では、今の話を整理すると、各委員会正副委員長に特に運用のルールを理解していただきながら、全議員及び理事者等々関係者には、そういう形になりましたということを通知していただく。

それから、一応試行してみて、その中で、基本的にはそれぞれの委員会の中で解決していただければいいけれども、どうしてもひどい場合があれば、それは報告もいただくということ。

それから、そんなにはないと思うので、各定例会が終了した時点ぐらいで、必要があれば一度その状況について理事会の中で報告して協議していくというような形でルールの見直しも図っていく。

それから、委員会の中で最初にやるときに、そういう形でやっておりますということ傍聴者も含めて通知していただくということ。

それから、1年間通じて試行した結果を見て、今後どうしていくべきかというようなアンケート調査を年度末ぐらいに行うということ。

それから、書記のほうである程度状況を把握しておくこと。

このぐらいのことで進めていく形では、一応そういう形でやっていきたいと思う。

これは、定例会を待たずして、この間に委員会があればそこからということになるのか。

議会事務局次長 具体的には2定になってくるが、26年度1年間を試行ということなので、この間委員会があれば、そこからということになるかと思う。

富本理事 では、とりあえずルールに当たってはそういうことになる。ただ、選挙前の1年でもあるので、選挙前の1年はそれぞれ議員さんも頑張り過ぎる方もいるので、その辺は事務局のほうも頭の片隅には入れておいていただきたいと思います。そういうことがないようにということであるが、よろしく願います。

引き続いて、タブレットの導入という話があったが、これについてはいかがか。28年3月の入れ替え時期に、今はノートパソコンが1台貸与されているが、これを、持ち込めるようなタイプの、もっと利便性の高いタブレットを導入したらどうだという意見が、議会改革特別委員会ではそういう要望もあわせて記されていたが、これに対するご意見は何かあるか。

くすやま理事 余りこういうのは詳しくないが、パソコンと、あとタブレットにもなるものに切りかえてほしいということか。

富本理事 今いろいろなタイプがあり、キーボードもついて普通のパソコンだけれども、そこだけ持っていけるパターンもあれば、本当にこういうもので、逆にキーボードを買うパターンもあるし、いろいろあるが、今貸与されているものの、切り離しができて、本会議場にも持っていけるというようなイメージがあるのだが、時代とともに進化して

いるので、そんなに過度な要求ということではなく、更新時期にかえるのであれば妥当かなと思う。こういう流れにもなっている中で。

議会事務局次長 多分皆さん、そういった商品が出てきているということで、机の上ではPCで使えて、会議の場ではタブレットの部分だけ持って行って使えるような機種が出てきているということもある。入れかえだとまだ2年間あるので、技術革新、急速なものもあるし、値段的にも下がってくることも期待できるころなので、この間、2年後の入れかえ時期にどんな形が一番いいのか、私どものほうでも調査研究させていただきたいと考えている。

河津理事 参考までに、現在全く利用されていない議員はいるのか。

富本理事 貸与はされているので、皆さんお持ちだが、実態を見ている限り、全く使用されていない方も数名いると思う。

河津理事 その場合、全員というのと、例えば5人でも使わないという人がいれば、要らないということを申請すると、その分安くなったりするのか。

富本理事 そういうわけにはいかない。これから学ぶということもある。

議会事務局次長 48台が43台になっても、総額としてはそんなに変わらないのではないかなと思う。

副議長 要望というか、私、タブレットをやってくれと言った本人なのであれだが、機種はともかくとして、使い方というか、議会クラウドではないが、ネットを使ってペーパーレスを図れるようなことを議会事務局もしっかり研究し、タブレット導入のときには、持ち込みのできる際には、紙がなくても検索できたりデータを見れるようなバックヤードをぜひ構築しておいていただければと思う。

富本理事 今話し合ってきた問題は古くて新しい問題だが、事務局としても一番困るのは、紙は要らないよ、ファクスでやってくれ、電話してくれとか、逆に通信手段を3つも4つもやられるのが一番面倒くさいというような状況があり、そうなる最後は、一番皆さんができるものに合わせるみたいな、そういうことがずっと続いてきた。ただ、改選になればまたある程度メンバーの入れかえも予想されるし、状況としてはそういう時代の流れには間違いなく進んでいる。それから、行政改革という部分においても必要な観点であるので、そっちの方向に行くということで、時代の流れがとめられるわけではないので、タブレット系のパソコンを導入するということに関しては、時期がその時期であれば特段問題はないかと思うが、そういう形でもよろしか。では、そういう形で、導入すべきという結論で、入れかえ時にタブレットPCを要望していく方向でまとまった。

今改めて話があったが、費用がどの程度かかるのか、それから、機種もいろいろ進化しているのでその辺のこと。それから、ハードの問題もまだ残っている、いろいろな場所で使うことになれば。そういうことも含めて課題もあるので、先ほど副議長から提案のあった件も含めて、今後事務局でそちらの方向で調査していただき、また必要があれば理事会等でもその調査の報告をしていただきながら、また、折に触れて副議長のご意見も聞きながら進めていっていただければと思う。

では、こちらのPCに関する協議に関してはこれで一定の決着を見たということなので、1年間の試行を見ながらやっていただきたいと思います。

《議事運営について》

富本理事 続いて3点目、議事運営についてである。

第1回定例会、皆様お疲れさまでしたが、いろいろとあった。意見書・決議ということで、最終日にある決議が出て、いろいろと提案ルートについても、私も委員会の中でご指摘をいただき、また本会議場でもご指摘をいただいた。であるので、その点は真摯に踏まえながら、より皆さんにご理解いただける方向で進めていくべきであろうと私も感じているので、これについては、今事務局とも相談しながら、より皆様にご理解いただける内容を考えている。そういう中でまた改めてご提案させていただきたいので、よろしくご理解いただければと思うが、これについて何か発言はあるか。

くすやま理事 警告決議のことだが、あのとき我が党としては、議運の場や本会議でも言ったように、申し合わせ事項に、委員会での決定によるもの、それから理事会で全会一致となったものを提出すること、2パターンあるが、特に決議というようなものについては、原則理事会で全会一致となったものにするべきだと改めてこの場でも申し上げておきたい。ああいう形で1回前例ができてしまったわけだが、ああいうことだと、また何度も乱発というか、そういうことがちょっと懸念される。多分そういう意見も少数会派の人などからも出たのではないかと思うのだが、この申し合わせ事項は今後改善していくということになっているので、なるべく早い時期にその点は見直していただきたいと思います。

富本理事 そういうご意見があることも伺っている。ただ、実際、委員会ルートという方法もあるので、これを否定するわけにもいかないということもある。それから、決議が最終的には可決、成立されているので、議会全体の意思というものもある。その辺も鑑みながら皆さんに案を提案するので、またそこで協議をしていただければと思う。

くすやま理事 なるべく早い時期にやってもらいたいと思う。

富本理事 もちろん。それを含めているいろいろ今精査をしている。なるべく早目にご提案して協議ができればと思うので、ご了解いただきたい。

それから、本会議の運営についてもさまざまなことがあった。皆さんの大人の知恵で閉会までこぎ着けることができたが、いろいろなことがあったことも皆さん記憶にあると思う。この辺についても、事務局とも話をしたが、本会議だけではなくて、委員会でもさまざまなことが想定されるので、正副委員長をお務めになる方に、委員会の手引であるとかそういうものをしっかりと読んでいただいて、議会というのとは何が起こるかわからないので、その辺の仕組みも改めてよくご理解いただいて運営していただくことも必要なのかなと、そんなことも感じている。その辺も含めて、また皆様方から意見もいただきながら、よりよき議会にしていきたいと思っている。また、それぞれのお立場についたときには、それぞれのお立場でその職責をしっかりと果たしていただきたい、そんなことも思っている次第であるが、改めてこの件について何かあるか、今まで含めて、

くすやま理事 意見書・決議とちょっと別だが、木梨委員の意見開陳のインターネット中継、そこで例の発言の部分が飛んでいる。あれは木梨議員ご本人には了解を得ているのか。

議会事務局次長 本人の了解は得ていない。

インターネット中継をするに当たっては、これまでも、不適切な発言の部分あるいは、これまでは決議という手続はなかったわけだが、訂正したい部分については、申し出があったら、そこについては映像あるいは音声はつまんでいた、掲載していなかったという事実がある。

そういった事実を踏まえ、今般、会議録のほうで、委員長の判断として、その表現については削るというご判断をいただいたので、インターネットの録画のほうについても会議録に連動する形で、その部分については、いわゆるつまんだという取り扱いをしたところである。

くすやま理事 本人から、例えば数字とか表現でちょっと間違ったとか、そういう申し出があった場合はという意味か、発言の部分をつまんだというのは、

富本理事 申し出があった場合には訂正しているわけであろう、現実。

くすやま理事 今回の場合は特に、申し出はもちろんない、聞いてもいなくて、委員長の判断でということで、私も実際見たら、その部分がふっと飛んでいて、それは少なくとも木梨議員本人にはきちんと言うべきだと思うのだが、どうか。

議会事務局次長 ただ、これまでも会議録の調製権については、本会議でしたら議長、委員会でしたら委員長が必要と認める範囲で書記に命じてつくらせていた、私どもとして

はつくらせていただいているというのが原則としてあるので、会議録のほうでそういう取り扱いになった以上、映像のほうについてもそういった取り扱いをする。原因となったことについては、決議あるいは本人の申し出、それぞれあると思うが、会議録の作成という範囲において、あるいはそれに連動した録画ということにおいては、これまでの取り扱いのとおりやらせていただいた次第である。その意味では、ご本人のご了承というのは特段必要ないのかなと考えている。

くすやま理事 要するに、会議録そのものも、その部分を削除して議事録には載るということか。

議会事務局次長 会議録の原本については全部の言葉が残っている。一般の閲覧用については、これまでの取り扱いで一番多いのは、その言葉を空欄にしてアンダーラインを引くなり、この部分が削られましたということを明示する形で。

くすやま理事 そのときは、議員本人には特に了承を得なくて、委員長とか議長の判断でそこを空欄にしたりというふうに今はなっているということか。

議会事務局次長 会議録の作成の上では、その原因のほとんどはご本人からの訂正、間違えたとか、そういったことに基づくことであるが、最終的には委員長あるいは議長の判断でそういう形に会議録はするわけであり、それに基づいて録画のほうも.....

富本理事 少し話を整理するが、どういう場面であっても、一度発言したものは議事録の原本というのは絶対直らないのか。

議会事務局次長 直らない。

富本理事 どういう理由かはおいておき、それを訂正したいといたら、訂正できるものは何か。要するに、インターネット中継の音声、それからホームページで議事録を流している、それは直ると。

議会事務局次長 ホームページには訂正したものを掲載している。

富本理事 それ以外はないのか、別に。

議会事務局次長 あとは、製本にしている閲覧の紙ベースの.....

富本理事 紙ベースの閲覧にしているもの、あれとは別に原本があるのか。

議会事務局次長 原本は原本である。

富本理事 では、その3つは、要するに、一般の区民なんかが目にするようなものは訂正がきく。ただ、原本は残っているのだが、原本にそういう事実があったということは何も記されていないのか。原本は原本でそのまま残っているのか。例えば、訂正の申し出があっただけでこうなっていますよとか、付記は何もなく、それはそれで、1回やっちゃうとそれは必ず残っているということなのか。

議会事務局次長 はい。

富本理事 一般的には本人の申し出があればそういう形であるのだが、それも、公式の場でやっている場合もあれば、ふらっと行って ふらっとというのは変な言い方だが、それは内容にもよるのであろう。

今回は警告決議ということで、議会の意思として、あの発言は問題であるということが議会で可決、成立したので、その様子を鑑みて、委員長決裁で、委員長の権限をもって、今回は公開されているものに関してはそういう判断をしたということが今の実情である。

ただ、それをご本人にはお伝えしていないということ。ご本人の了承を得るかどうかは別問題として、お伝えはしていないということはどうするかということをおっしゃっているのか。

くすやま理事 ほかの会派の方からもちょっと指摘があり、我が党としても、それを実際に見て、了承を得るのかということは別にしても、やはりご本人に一言……

富本理事 了承は得る必要はない。

くすやま理事 その部分はインターネット中継なり会議録では削除したということを一言でも言うべきではないかなと思う。

そもそもこの警告決議そのものだが、議員に対して厳重に注意するとともに、議員としての責務を認識するよう警告するというもの。議事録の削除とか、そういうところまでは言及していない。ただ、そういう決議だと考えれば、削除されることにつながるということは想像できるが、決議そのものを目的と照らし合わせると、特に本人に一言でも、議事録として公開するものはその部分は削除されるということは少なくとも言うべきではないのかなと思っているが、いかがか。

富本理事 まず、警告決議の中身についてはいろいろ議論もあった。私も答弁したが、あえてその言葉を書かなかったことは事実である。ただ、質疑の中でも明らかになっているように、どの部分が不適切だということは皆さんもご判断いただけると思う。それを鑑みた上で委員長さんがこういう判断をされて、議会の意思も1つ示されたので、それに基づいて、委員長として委員長権限の中でそういう対応をされたという事実もある。ただ、それを本人にお伝えするかどうかということはどうなのかということが1点残っているということ。

そこで本人の了承をとるということになるとまた話が最初に戻ってしまう。本人が了承しないからああいう話になったということもあるので、話がそこまでは戻せない部分があるし、その必要はないと思うが、本人にこういうことになりましたということを一

言通知というか通告というか、それは必要なのかなとは思いますが、その辺はいかがか。

脇坂理事 通知していいと思う。

くすやま理事 本人は見るかどうかわからないが、例えば周りの人に、あれを見たけれども、どこがどうなっていたかわからなかったとか言われて、本人も「えっ」というふうになるよりは、やはり本人に、了承を得る必要はないというのであれば、通知ということでは一言言っておかないと、本人が「えっ、わからなかった」というのではちょっと困るかなと感じている。

富本理事 今回のことは、決議があって、その決議を受けて委員長権限でそういう対応をしたということまではご理解いただきたいと思う。

ただ、今の件も含めて、それから、訂正という問題についてもいま一度整理したほうがいいのかなと。今言ったように、原本があって、何が公開されて何が訂正できて、それから訂正の仕方はこういう仕方があると。我々も一生懸命瑕疵のないようにやろうとしているが、人間なので、いろいろ他党の方が指摘された件もあるので、どういう形で訂正していくのかということも、もう少しみんなでそこは共有したほうがいいのかなとも感じるが、どうか。

河津理事 改めて今回幾つもあった。私は、会派の者が発言するときは、原稿がある場合はそれと照らし合わせて、文言を1つ言い違えただけでも意味が大きく変わってしまうものであるとか、私の経験上だと、データがちょっと間違っていたので、事務局のほうから、これはこうじゃないですかということをやわざ調べて、他区の事例だったが、それで訂正していただいたこともあるし、本会議場での発言あるいは予特、決特、各委員会での発言を訂正するということが、てにをははともかく、重要な間違いなのか、あるいは軽微な間違いなのかによっても、今までは事務局へ行って訂正していらっしやいというふうなことで済ませていたが、どこまで委員長とのやりとりが必要なのかとか、そういったことももう1回手続上の整理をしていただきたいなとは思う。

富本理事 訂正もいろいろある。数字をちょっと言い間違えたような軽微なものから、言葉は変だが、政治的なものもあると思う。この間、決算特別委員会でみんなの党の議員さんが発言して、その場で訂正を申し出ましたが、そういうほかの会派の名誉に係る問題とか、今回のようなケースもある。ですから、比重がいろいろあるので、いろいろなケースが予想されると思うが、その辺はもう1回整理したほうがいいのかなと私も思う。

私も、議事録を読んだときに、言葉は一緒なのだが、漢字を間違えている。でも、もういいかなみたいなことで、それは流したが、自分が読んだ議事録でそういうケースも実はあった。あるいはちょっと言っていることが、私に関西弁でわあっとわけのわから

んことを言うと、速記者さんも大変で、そういうケースもあったりしたので、それも含めて、そこはもう1回整理したほうがいいのかなと思う。

きちっとそれをみんなにもよく理解してもらい、もちろん訂正がないことが一番だが、どういう形でやっていくものなのかということはみんなできちっとしたほうが、この間、ほかの会派の方の発言についていろいろと発言されている議員さんもいたので、それも結局どうなっているのかよくわからないという現状もあったので、その辺も含めてしっかりとルールを共有したほうがいいのかなと思う。

それでは、この件については、また次回以降の理事会でも引き続き協議していきたいと思う。

《その他》

(1) 「会派事務職員・議員秘書届」について

(2) 政務活動費について

富本理事 続いて、その他について。

まず、会派事務職員・議員秘書届について、それと政務活動費について、続けての説明を願う。

議会事務局次長 私のほうから続けて説明する。

これは毎年のことではあるが、会派事務職員の方あるいは議員の秘書の方については、役所に入るということで一応お届けをいただくことになっている。年度ごとでいただいているので、必要な方については改めてご提出いただくように、よろしく願いしたい。

政務活動費についてであるが、25年度分の書類については、提出期限が必ず4月4日金曜日。未提出の方については早急をお願いしたい。4月4日までに提出していただき、4月30日までに中身を私どものほうで精査し、5月1日からは収支報告書等については公開するという段取りになる。限られた日数なので、よろしく願いしたい。

富本理事 届け出の件、よろしく願います。

それから、政務活動費については、活動費となって初年度でもあるので、よろしく願います。現状はどの程度か、提出期限まであと何日かであるが。

議会事務局次長 これまでまだ見せていただけていない方が6名いらっしゃる。

富本理事 現状、提出は あしたまでですね。

議会法務担当係長 ぼちぼちというところである。

富本理事 締め切りは守るよう、ご協力願います。

(3) 特別区議会議長会の要望事項について

富本理事 続いて、特別区議会議長会の要望事項についてである。

毎年5月下旬に議長会から通知があり、各会派で要望をまとめてもらい、理事会で提出の協議をしているが、ことしは2定が少し早目になるということもあるので、前もって要望をまとめていただければと思う。まだ様式は来ていないが、それぞれ会派でこういうことを要望したいということがあれば、今年の例も見ながらご提出いただき、また理事会で協議をしていきたいと思うので、よろしく願います。去年は杉並は珍しくたくさん出したので、今年度も必要があれば提出をしていきたいと思う。

(4) 第2回定例会の日程について

富本理事 続いて、関連する第2回定例会の日程についてである。

こちらは、第1回定例会の最終日に区長から申し出があり、5月27日に招集が決まっているが、現在わかる範囲での2定までの流れについての説明をお願いしたい。

議会事務局次長 5月27日の申し入れということがある。これを基準に考えると、例年どおりでいくと、5月19日が告示、27日が初日ということになる。1日1委員会という形でいくと、6月13日金曜日が最終日という形になってくるかと思う。

2定については、委員の改選、事前にご協議いただく案件とか、いわゆる人事案件があるので、今後、4月中からも理事会を何度か開催していただくことになろうかと思う。

富本理事 5月27日火曜日からスタート。6月13日ということで決まっているので、よろしく願いたい。

今話があったように、役職の改選、委員会等の改選も予定されているので、また理事会の開催も増えていくことになると思う。

日程について何か質問はあるか。

くすやま理事 臨時会は今回ないということで、2定ということか。

富本理事 そうですね、昨年同様の流れになると思う。

本日の議題は以上であるが、ほかに何かあるか。

議会事務局次長 理事会とは直接関係ないが、4月21日に例の公会計の研修会がある。また世話人というか、皆さんを通じてご案内させていただくので、よろしく願いたい。

富本理事 21日の午後2時ですね。

議会事務局次長 2時です。おおむね1時間半程度ということである。

加えて、会計課のほうに話したら、ぜひ私どもも聞いてみたいという声があったので、若干職員のほうも加わることになるかと思う。

富本理事 続いて、次回の理事会について日程を調整したいと思う。

今、21日月曜日に公会計の勉強会があると言っていたが、その前の午後1時からでい
かがかなと思うが、どうか。 では、21日の午後1時に開会したいと思う。

それでは、本日の議会運営委員会理事会を閉会する。

(午前10時50分 閉会)